

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳 情 個 審 答 申 第 1 4 号)

平 成 2 9 年 3 月 2 2 日

徳情個審答申第14号

平成29年3月22日

徳島市長 遠藤 彰 良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 豊 永 寛 二

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の
規定に基づく諮問について（答申）

平成29年1月20日付保険発第55号により徳島市長から諮問のありました国民健康保険関係事務に係る特定個人情報保護評価書の件について、次のとおり答申します。

結論

国民健康保険関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の変更について、徳島県国民健康保険団体連合会への委託に関する再委託先における情報漏洩対策につき、再委託先の事務従事者、特に正社員でない派遣社員等について、誓約書のみで済まそうとすることは、対策として不十分である。

最低でも、正社員の監視下等での作業とすべきと考える。それができなければ再委託は行うべきではない。

<参考>

(審 査 会 の 経 過)

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成29年 1月20日	実施機関から諮問書を受理。
平成29年 2月 6日 (28年度第1回審査会)	国民健康保険関係事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更に関する概要説明及び質疑応答を行った。
平成29年 3月 3日 (28年度第2回審査会)	対応策に関する質疑応答及び答申案の検討を行った。
平成29年 3月22日 (28年度第3回審査会)	答申案の検討を行った。